

令和3年7月

保護者の皆様

徳島市沖洲小学校長 中野 裕文

学習者用タブレット端末の貸与について（通知）

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国の「GIGAスクール構想」を受け、本校においても高速情報通信ネットワーク工事やタブレット端末（Windows）の整備を進めてまいりました学習者用タブレット端末につきましては、学校や家庭での学習活動をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等における活用など、各個人に貸与しての使用を想定しています。

つきましては、別添「学習者用タブレット端末等借受申請書兼承諾書」〔様式第1号〕に必要事項を記入のうえ、担任までご提出ください。

1 貸与対象者

徳島市沖洲小学校在籍の児童生徒

2 貸与物品

- ・タブレット端末（キーボード含む）
- ・充電器（ケーブル含む）
- ・タッチペン
- ・専用カバー

3 申請手続

別添「学習者用タブレット端末等借受申請書兼承諾書」〔様式第1号〕に必要事項を記入のうえ、学校へ提出をお願いします。

※ タブレットの利用に当たっては、民間クラウドサービスを利用して児童生徒の学習データ等を保管します。また、請負事業者に児童生徒のIDの作成・管理を委託します。

4 家庭で端末を利用する際の留意事項

- (1) 学校及び家庭で学習を行うための貸与ですので、目的外で使用するのしないよう各ご家庭で管理の徹底をお願いします。
- (2) 保護者による使用状況の定期的な確認をお願いします。
(学習に必要なサイトは、端末のWebフィルタリングソフトで制限しています。)
- (3) タブレット端末や充電器等の周辺機器を破損したり紛失したりした場合、弁償していただく場合がありますのでご注意ください。
- (4) 貼付してあるシールは剥がさないようにしてください。
- (5) 他人（第三者）への貸与や譲渡は行わないでください。
- (6) 家庭での利用には、ご家庭の通信環境（Wi-Fi 環境等）が必要となります。ご協力をお願いします。なお、家庭での通信費用は、各家庭のご負担となります。

裏面もご覧ください

学習者用タブレット端末と周辺機器の貸与に関する注意事項

徳島市から貸与された学習者用タブレット端末は、学校・家庭での学習用として使用します。

1 学習者用タブレット端末の基本的な使用について

- ・端末の取り扱いには十分注意し、落下や水漏れ等による破損等のないように使います。
- ・故障や破損があれば、すぐに保護者や先生に報告します。

2 個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、音や映像を録音・録画したりするときは、相手の許可(肖像権等)を得るようにします。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。

3 人権侵害について

- ・相手を思いやり、傷つけたり、不快感を与えたりしないようにします。

4 著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得るようにします。

5 安全性(セキュリティ)や情報モラルについて

- ・インターネットの利用では、不適切なサイトの閲覧や投稿を行わないようにします。
- ・教職員や保護者が違法・不適切な使用をしていないことを確認することがあります。
- ・アカウントやパスワードは、自分で管理します。
- ・他人のアカウントやパスワードは、使用しません。

6 健康面について

- ・健康面に留意し、時間を決めて使用します。
- ・30分間使ったら、遠くをながめるなどして目を休めながら使用します。

7 家庭での通信環境について

- ・ご家庭に通信環境(Wi-Fi環境等)がない場合は、学校からWi-Fiルーターを貸与することができます。ただし、通信契約等につきましては、ご家庭でご準備ください。